

平成27年第3回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

平成27年5月13日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時29分

◎出席議員（17名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	小森幸雄
18番	平塚英教		

◎欠席議員

14番 樋山隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一

環境課長

薄 井 時 夫

都市建設課長

高 田 喜一郎

上下水道課長

大 谷 頼 正

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

佐 藤 新 一

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

大 坪 美 香

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。14番樋山隆四郎議員から、欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、平成27年第3回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

15番 中山五男議員

16番 高田悦男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 報告第1号から、日程第5 報告第3号までの専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についての3案件は、いずれも報告案件でありますことから一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤昇市） よって、報告第1号から報告第3号までは、一括して議題とします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号から報告第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）でございます。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものであります。

内容は、平成27年2月10日午前10時30分ごろ、那須烏山市田野倉85-1、那須烏山市保健福祉センター敷地内において、健康福祉課職員が運転をする公用車がバックにて走行していた際、後方確認を怠り、駐車をしていた相手方車両に衝突し、両車両とも損害が発生したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理費及び修理完了までの代車費用でありまして、合計損害額31万4,616円、全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告をいたすものであります。

報告第2号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものであります。

内容は、平成26年12月17日午前1時30分ごろ、塩谷郡高根沢町大字飯室870-2 県道10号宇都宮那須烏山線、通称仁井田鴻野山バイパス橋上において、農政課職員が運転をする公用車が、路面凍結により対向車線にスリップし、縁石に接触したことにより、当該車両

及び縁石上の反射材の双方に損害が発生したものであります。

なお、損害賠償額は反射材の修理費用でございまして、損害額1万7,820円全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告をするものでございます。

報告第3号であります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をいたします。

専決処分の内容は、平成27年1月11日午前11時ごろ、那須烏山市城山2641、風月カントリー倶楽部2階におきまして成人式を開催をした際、市が相手方よりレンタルをしたヘッドセットマイクの管理を怠ったことによりまして、アンテナ部分が破損し使用できなくなる損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は、ヘッドセットマイクの修理費用及び修理完了までの代替品レンタル代金でございまして、損害額7万2,776円の全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告を申し上げる次第でございます。

以上、一括いたしまして報告第1号から報告第3号までの提案理由の説明を申し上げます。以上で報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま一括上程されております報告第1号から第3号までについて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、報告第1号でございますけれども、2月10日に保健福祉センターの敷地内でバックをされていて、停車していた車にぶつかったということでございます。損害額が、バックですからそんなにスピードは出ていなかったのかなと思うんですが、それにしても代車の費用を含めて31万4,616円というのは、かなり相手方の車両に大きな破損を与えたのかなというふうに想像するところであります。

バックですから、この30万円、代車代が幾らかわかりませんが、かなりスピードが出ていたのかなというふうに考えられるわけでありまして、その辺の状況について、ちょっと詳しく説明をいただければなというふうに思っております。

それから、報告第2号についてでございますけれども、これは昨年12月17日午前1時半とありますけれども、午前1時半で夜中ですよ。これはこちらに、烏山のほうに向かって帰ってきたのか。それとも、宇都宮方面に向かって出かけたのか。夜中なので、これ、農政課の職員がどのような業務でこの時間帯になったのか。その辺の内容、差し支えなければお聞かせ

いただきたいと思います。

それから、3点目についてでございますけれども、これは成人式の際にレンタル会社から借りたヘッドセットマイクの管理を怠ったことにより、アンテナの一部が壊れたということになっておりますけれども、これの損害賠償額が7万2,770円ということでありましてけれども、20万円以上のこういう契約金額でリースをする場合とか、業者に委託する場合には契約をとるんだというふうに聞いておりますけれども、そういう契約は交わしてあったのかどうか。その件についても伺いたいと思います。

以上、報告案件3件について御質問いたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私のほうからは、最初の2点についてお答えをさせていただきます。

まず、保健福祉センター敷地内での事故の状況でございますが、どの程度のスピードというのはちょっと不明ではございますが、相手方の車両につきましては、左側の後部のドアを、端的に言いますと、かなりへこませてしまいまして、このドアの取りかえになっております。それらの修理費用等については25万2,796円でございます。それと、その代車利用については6万1,820円、そのような内容になっております。ですので、ほとんど内容的には取りかえということによっておりますので、このような経費がかかってしまったということでございます。

続きまして、2件目の専決第3号の件につきましては、これはこの時間帯に宇都宮方面から烏山へ戻る途中の事故でございます。なお、こちらの事故等については、農政課の関係団体の総会終了後、懇親会がありまして、懇親会で使って、その帰りで遅くなってしまった。そのような状況でございます。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 3点目につきましては、成人式絡みの案件でございますので、生涯学習課長でお答えをさせていただきたいと思います。

今回の成人式につきまして、音響設備のほうのレンタル、前日のリハーサルも含めまして2日間で1名の技術者を伴いましてお願いするという形で5万4,000円をお願いをしております。金額があまり大きな金額ではございませんでしたので、口頭での依頼で詳細な契約をしておりますので、今回の損害が発生してしまったことにつきまして、総務課の保険のほうを活用させていただきまして示談したものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 報告第3号については了解をいたしました。20万円以内ということですね。

報告第1号、報告第2号についてなんですが、左のドアということは横っばらだね。横っばらにぶつけたということなんだね。従前から、この職員の交通事故については、我々議会からも事故のないようにというようなことの再三、指摘、申し入れがあるかと思います。

そういう部分で、毎回とは言いませんけれども、議会のたびに1件、2件、以前と変わらずあるのかなというふうに思いますので、もう少し職員の交通安全の意識を高めていただきたいなど。今また交通安全週間に入っているわけですので、さらに厳重な指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、職員の交通安全意識の高揚と、また安全運転の徹底ということで、毎回このような報告をしていることで、去年は、教習所における過去に事故を起こした者についての自分の運転を見直す再教育等をしました。また、今年度も行う予定であります。

それと、やはり私のほうで見た傾向によりますと、若手職員の事故が多いんですよ。ですので、そこら辺、やはり徹底してその安全運転の、またそういう事故を起こす職員においては、何か運転上での問題があるからということで、そういう注意をしっかりと自分でわかってもらって、また、周りからもそのような指導ができるように、そういう先ほどの再教育プラス自分の運転を知るための教育を周知、また徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 交通安全の徹底につきましては、ただいま総務課長が申し上げたとおりでございますが、前にもお答えしたつもりでおりますけれども、各課の公用車の管理は課長が鍵を管理をしているというふうに思っておりますので、貸し出す際には、一声声をかけると、いわゆる安全運転の徹底をしていただくような、そういう一声をかけるといったようなことで周知をしていければというふうに思っています。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 損害賠償の額の決定及び和解ということでございますが、とりあえずこれらのそれぞれの事故については、市町村共済か何かのほうから補填されるというような考え方でよろしいのかどうか。

それと、こういう事故が定例議会のたびごとに和解の専決処分が報告されて、市町村共済の適用を受けるということになりますと、当然事故の件数だけ事故率が、危険率が高くなるわ

けですから、その掛け金も高くなるのかなと。一般的にはそういうことになっていますよね。

そういうことも踏まえて、夜中の1時半まで、道路凍結するのは当たり前ですよ、12月の17日ですから。そこまで懇親会、夜中の1時ごろまで恐らくやったんだと思いますよ、これね。そこまで懇親をしなくちゃならないような業務があるのかなというふうに私は思うんですが、そういうようなことで、業務の指導管理をされているのかなと。要するに就業時間とかそういうものは決まっていると思うんですが、夜中の1時半過ぎまで懇親をしなければならぬような業務というのが、たびたび市の中でやられているのかなと。その辺が非常に疑問でございますので、どうなのか説明をいただきたいと思います。

それと、専決の第2号が健康福祉課職員というふうになっていますよね、事故をした方がね。そして、専決の第3号が農政課職員。ところが第4号については、成人式で使ったときに壊れたということなんですけども、誰がというのが出ていないんですけども、これは、いかなる理由で出ていないのか。恐らく実行委員会形式で成人式をやられていると思うので、そのメンバーの方がそういうようなトラブルを起こしたのかなというふうにはお見受けしますが、その辺ですね、説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいま4点質問いただいたと思います。最後の点については生涯学習課のほうにお願いしたいと思いますが、まず、これらの3件の損害賠償につきましては、町村会で加入しております自動車共済並びに3件目のものについては受託物賠償保険、こちらで全て対応をさせていただきました。

また、もちろんぶつけたほうの公用車の修理代についても、町村会で加入しております保険のほうで車両保険のほうで対応をさせていただきました。民間の個人の自動車共済でありますと、事故歴があったりとか、事故を起こすと、保険料が年々上がっていったりとか、またあれしているものが停止するという状況が見受けられますが、この町村会の保険に関しましては、その事故の件数とかそういうもので掛け金が上がったりとか、ほかの町村と差別をされたりと、そういう状況はございません。そのようなところから、那須烏山市においては、事故件数が多いということで町村会からも叱責は受けているところでございます。

それと、報告第2号 専決第3号の午前1時半という時間帯での公用車使用につきましては、これらについては私どものほうでも、そのような懇親を伴うもので公務の出張以外に使うような状況でございますので、これらについては今後は厳に慎むよう、また事故が起きた後は、そのようなことがないように指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） ただいま質問のありました報告第3号の専決第4号の内容でございます。ことしの平成27年の1月に実施しました成人式につきましては、式典が10時から10時半まで行いまして、その後、アトラクションとして恩師からのメッセージと上原チヨのミニライブ及び煌NO.1コンテストという3つのアトラクションをやりました。

その中で、このマイクを使用したのは、この出演をお願いした方でございますが、実際にその発信機のアンテナ部分が壊れたのにつきましては、特に私どもの職員が確認しておりません。後になってからレンタルをお願いした会社のほうから指摘を受けて、今回、請求が発生したものでございますので、どなたが壊したというのははっきりしないような状況でございます。今回、保険を使わせていただきまして示談をしたものでございます。どうぞ御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 大体状況はわかりましたが、町村の自動車共済保険のほうから事故が多いという指摘があるようなので、なるべくそういうものがないように、それぞれの所管課のほうで周知徹底をしていただきたいなと思います。それぞれの課内において、無事故何日目というのを張っているのを見かけますが、ぜひそういうのをより徹底していただいて、交通安全に努めていただきたいなというふうに思います。

市長は、昨日の下野新聞にも出ていたような気がしますが、非常に死亡事故が多いということで、反射テープなどを路上で配布しながら交通安全マナーの徹底を図るようなPRをしていたかというふうに思うんですが、そういう点を含めて、どうも那須烏山市は交通事故、特に死亡事故が多いということを踏まえて、今後どのような周知徹底を図るおつもりがあるのか。その点について聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 交通安全あるいは防犯運動につきましては、日々交通指導員を初め地域のボランティアの皆さんを初め、多くの皆さん方に参加をいただきながら、その交通安全啓発運動に日々努力をしていただいておりますが、その結果と裏腹に、昨年は4人の死亡事故がでてしまいました。ことしは既に3名ということでございまして、非常事態宣言ということで、当然那須烏山警察署管内で県内のワーストワンであることは間違いございません。

そういったことを受けまして、市も警察署、安協、安管と大々的な連携を組んで、あのような啓発運動を今後も展開をしていきたいと考えております。なお、今、11日から10日間が春の交通安全県民総ぐるみ運動でございますが、これもこういったものを契機に、この交通安全、日々、365日の粘り強い啓発活動がやはり必要だと思っています。

そのようなところから、市が、市の職員が率先垂範をして、こういった街頭指導に出向くな

ど、あるいはやはり自分が範を示す。そういった意味では、市の職員が範を示す。そういった立場にありますので、市の職員の交通安全の啓発も含めて市全体にそういった啓発運動を大いに盛り上げて、市民総ぐるみでこの交通事故の撲滅に努力をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたい。また、御協力もいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 報告第2号についてお尋ねをしたいと思います。今、公用車についてはスタッドレスタイヤ等の履きかえ、その他は誰が管理をしているのか。どういうふうな管理の仕方をしているのか。橋の上というのは、皆さん御存じだと思うんですが、下は吹きさらしですね。簡単に凍って一番危ないところだということなんですね。普通の道路は地熱がありまして温かいということですね。

橋の上でスリップすると、対向車線まで行っちゃって、これはセンターラインにブロックがあつていいんですけれども、車を壊すぐらいならいいとは言いませんが、命までいっちゃう可能性がありますね。ですから、これは本当に憂慮すべき事故だなと思うんです。

とまっている車にバックしてぶつかったとかというのは命の危険はほとんどありませんが、この報告第2号につきましては、相手も巻き込んだり、自分の命も危なくなるというようなことになると思っておりますので、車両のまず点検として、スタッドレスタイヤの履きかえとか、その辺の管理から始まって、危険地帯の把握と危険地帯を把握したと同時に、やはりその辺の教育ですね。そういうのをどういうふうに行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、今回、事故を起こしました車両につきましては、総務課管財担当のほうで管理しているものでございまして、スタッドレスタイヤ並びにそれらの管理については総務課ということになります。

また、各課で使用している通常業務等で使用している車両等については、それぞれの課においてスタッドレスの履きかえとか、また、タイヤの交換ですね、それらについては対応をお願いをしているところでございます。

ですので、出張だったりとか、また、その他いろいろなことで集中管理している車と各課で管理している車、二通りあるということで御理解をいただきたいと思っております。

それと、安全運転につながることでございますが、やはり橋の上というのは、この場所においても過去に大きな事故が何回も発生しているところでございます。やはり、橋の上、また、日陰のところ、過去に冬季の凍結等において事故が発生したところ、死亡事故に限らず大きな事故が発生したところは大体把握はできておりますので、今後、その危険箇所のマップ等も作成して、冬季等については特に注意を促すように進めていきたいと思っております。

また、それらについても、道路管理者等に早目の凍結防止剤の散布とか、そういうものもお願いをしていくように私どものほう、職員の交通安全ももちろんですが、市全体の交通安全対策に携わる担当者でございますので、そのような心がけで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今、お話に出ましたけれども、あの橋は結構大きい事故が何回かあったところなんですね。そういう事故を鑑みれば、よくよく注意をしていただいて、命あつての物種ですから、やはり何回も事故があるというようなところは危ないということですからね、そういう教育を徹底していただければなと思ひまして、質問は終わりますけれども、答弁は結構です。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤昇市） 16番 高田悦男議員。

○16番（高田悦男） この際、報告第1号、第2号についてお尋ねをしたいと思ひます。

まず、第1号、第2号とも乗車人員は何名であつたのか。

続いて報告第2号については、時間外勤務の命は出ていたのかどうか。時間外勤務の命が出ていないで、公用車あるいは事業所の車を運転するという事は、まずあり得ないと思ひますよ。その点について確かめたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、報告第1号のほうですね。こちらについては運転していた運転者1名ということで把握をしております。

第2号の乗車については、運転手のほかに4名乗車していたという報告をいただいております。

それと、出張命令等について私のほうでちょっと細かい確認はできておりませんが、県内他市で行われた会議でございますので、把握はできておりませんが、出張命令は出ているものと思われまます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番 高田悦男議員。

○16番（高田悦男） なぜ乗車人員は何名であつたかというのを聞いたかと考えているでしょうけど、私は乗車人員が多いほど集中力を欠く場合があると。これを言いたかつたんです。1名で多分バックして、これは本当にささいな本人の安全確認の不徹底だと思ひますが、5人も乗っていると、やはり時間が時間ですから、集中力を欠くという場面が相当あつたと思ひますね。

しかも、先ほどの渋井議員の質問に対して、スタッドレスに履きかえていたかどうかという

のは確認はされてなかったですね。履いていたと。それで滑ってしまったと。その点についてもう1回答弁をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 車両についてはスタッドレスタイヤを装備しておりました。注意力散漫になったかどうか、その細かい状況までは把握はできておりません。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） あまり厳しく追及しても、なかなかいい答弁がもらえないと思いますので、報告第2号については、その時間外の勤務の実態についてどのようになっていたか、後ほど私にお知らせください。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 何点か申し上げたいと思います。

まず、冒頭の市長からの報告を聞きましたところ、事故の顛末についてのみの報告であって、部下職員が事故を起こしたことについての反省といたしますか、今後の対策について、その場で何もなかったということについては少々私も意外に思いました。

しかし、その後、同僚議員の平塚議員からもこのような発言がありまして、十分私も理解できるような市長または課長からの答弁がありましたから、そのことについて再度質問する考えはありません。

市長、あまりにも事故が多いものですから、合併後の全部の議案書をきのう一日かけて調べまして、損害賠償事件が何件あったか調べてみました。

その結果、この10年間、まだ10年間は過ぎてないですが、その間で損害賠償事件、この議会に報告があったものは37件認められました。そのうち車対車の事故、今回の第1号、第2号のような事故ですね、それは20件です。そのほか、物損事故のようなもの、今回の3点目は物損事故ですね。そのようなものが8件、それと、道路管理上の事故、穴があいてそこに車を脱輪させて車を壊してしまったというようなものが9件、合わせて37件です。

これ、後を絶たないですね。私も元の職員として残念に思っているんです。職員としてけがはなかったから、この部分についてはまだ幸いとは思っていますが、それにしてもあまりにも事故が多過ぎる。これはどうしたらこの事故を少なくすることができるのか。これは副市長あたりが中心になって、さらに検討していただきたい。何かこのことについて、まず1点目、副市長から答弁がありましたら、このことについてお伺いしたいと思います。

次に、報告第1号からお伺いしたいと思います。先ほど言いましたように、この10年間さかのぼって調べましたところ、この保健福祉センター駐車場で公用車を不用意にバックさせ

て衝突してしまったと、そういう事故は今から3年前、平成23年の11月30日に発生しているんですね。全く同じですね、事故は。この際は損害賠償額は18万2,000円ほどで済みました。そのようなことが発生をしております。

今回、まず第1号、第2号もそうなんですが、まず、共通してお伺いしたいことは、公用車はどのぐらい修理にかかったのか。この第1号、第2号については、公用車の修理費をまず1点お伺いしたいと思います。

それと、2点目なんですが、これは渋井議員からもありましたね。深夜の事故ですね。私、この日誌を調べてみましたところ、昨年12月17日とその前日の16日には、この付近で栃木県で初雪が降っているんですよ。それなりの積雪がありました。ですから、当夜も相当気温が低かったはず。だから、スリップがあったんでしょ、そういった認識をなぜしていなかったのか、私も残念に思っているんですね。

お伺いしたいことは、これは時速何キロぐらいで走行していたのか。ややもすると、これは懇親会の後といますから、居眠りか飲酒運転でもしていなかったのか。この辺のところも私も少々心配しているんですが、この辺のところは確認されているでしょうか。第2号についてはお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 国井副市長。

○副市長（国井 豊） ただいまの質問でございますが、合併後37件というふうな損害賠償に関する報告がなされたということではありますが、特に車両事故につきましては、先ほど総務課長からありましたが、いわゆる職員に対する教育、これがやはり一番だろうというふうには思っておりますが、あと、自分の車と公用車との違いといいますかね、自分の車ですと結構事故をあまり起こしていないのが実態なのかなと思います。公用車だからということではないんですが、やはりちょっとその辺の意識といいますか、これをやはり変えていく必要があるのかなと。自分の車と同様に交通マナーを守り、そして、その車をめでながら運転していただくような、そういうことをぜひ周知していきたいなというふうに思っております。

さらに、20件の合併後の車両の事故に関しましてどういうケースがあるか、ちょっと分析はしておりませんが、不注意だったのか、あるいは故意はなかったと思いますが、あるいは道路事情によるものなのか、そういうところを検証をさせていただければというふうに思います。

さらに、管理不十分が3件でしょうかね、例えば市道等に関する陥没、そういうものに対しての補償関係については、道路管理者であります市がしっかり管理しなくちゃならないわけですが、現在も都市建設課において作業員等がおりますので、今も市道を巡視しながら、

危険箇所があればその都度対応しているところではありますが、いかんせん、かなりの距離にもなりますので、漏れるところもあるかもしれませんけれども、今後、そういう危険箇所等には十分意を用いながら巡視していただくような指導もしていければというふうに思っております。

さらに、報告第2号で、飲酒運転か居眠りかというような質問がございましたが、居眠りあるいは飲酒運転ではございません。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 公用車の修理代についてお答えいたします。

まず、報告第1号 保健福祉センター内の事故につきましては、公用車の修理代は5万3,978円です。

報告第2号の高根沢地内の公用車の修理代は25万円ちょうどです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 大体これで私も理解をしました。

副市長、先ほどの車対車の事故が20件と言いましたね。その中で私が大体チェックしたところ、後方確認を怠ったという駐車場内での事故が一番多いんですね。20件のうち9件です。今回のこの第1号のように、それに追突事故も6件ありますね。これは旭町地内で大きな事故がありましたよね。これは停車している車に公用車が追突をして、双方の車は全損、さらに人身事故で補償しましたから、合わせておよそ300万円ほど払った。そのような事故もありまして、追突というのは、これもまた本当の不注意ではないかと思っております。

私、一覧表にしたのをここに持っていますので、雑な字なんですけど、あとで参考になるかと思っておりますので、これら副市長のほうにお届けしてもいいと思っております。

とにかく非常にこの事故が多い、絶えない。ぜひ、これは課長の皆さんから各部下職員に対して、事故撲滅のために徹底するような指導をお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第1号から報告第3号までの3案件については、報告のとおりでありますので、ご了解願います。

◎日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

まず、専決処分の概要であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）を3月27日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

補正予算の概要でございます。補正予算額は2,699万2,000円を減額をし、補正後の予算総額123億3,764万2,000円とするものでございます。

内容につき申し上げます。一般会計補正予算第8号につきましては、建設事業費の確定に伴う市債の精算による減額などがございます。

主な内容は次のとおりでございます。まず、歳出でございます。

総務費は、衆議院議員選挙及び栃木県議会議員選挙費の精算に伴うものであります。

衛生費は、南那須地区広域行政事務組合負担金のうち環境衛生費について、額の確定に伴う精算であります。

商工費は、中小企業振興資金の融資に伴う栃木県信用保証料補助金に係る予算を計上いたしました。また、地方創生事業による商品券発行支援事業につきましては、交付金額の確定分を措置をし、平成27年度へ繰越明許といたしました。

土木費は、道路整備費の事業費確定に伴う精算であります。

教育費は、荒川中学校舎大規模改造工事の確定に伴う精算であります。

次に、歳入でございます。事業費確定に伴う市債の減額などにより減額補正となりました。なお、市税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方交付税のうち特別交付税につきましては、額の確定により増額となりました。地方消費税交付金、自動車取得税交付金は、額の確定により減額補正となっております。

国庫支出金は、農地農業用施設災害復旧事業費補助金及び荒川中学校施設整備に係る補助金の額の確定に伴う増額であります。

繰入金につきましては、財政調整基金、富士見台工業団地整備基金の減額であります。

市債につきましては、建設事業費の確定及び臨時財政対策債の減額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、住宅エコポイント事務局様からでございます。御芳志に深く敬意を表し、御報告申し上げる次第でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。慎重御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 商工関係のほうなんです、商工振興費だと思うんですけども、商工資金の貸し出しの枠を増やすために体制をとったのかなというふうにお見受けするんですが、現在はどのような商工資金の原資ですね、市のほうで出していて、それに対してどのぐらいの貸し出しが可能になっているのか。この内容についてお示しをいただければなというふうに思います。

それと、やはり商工費でございますが、ふるさと創生事業の関係で商業振興対策費ということで、商品券発行支援事業で5,200万円ということでございますが、これを今回、若干補正をして5,205万1,000円ということになりました。これについては商工会等と協議をされて、具体的にこれから平成27年度に繰越明許をして、平成27年度にプレミアム商品券の発行をされるのであろうというふうに思うんですが、これについては具体的にはいつごろ、どういう内容で、前は1人10万円までという内容でしたが、具体的な商品券発行の中身が固まったのかどうか。その中身について説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうから、商工業振興費、15ページの2つの項目についての説明を申し上げます。

最初に、中小企業誘致振興事業費工業振興対策費ということでございますが、これは当初に1億6,500万円の委託金を予算計上して、3倍つまり4億9,500万円を融資できるものに対しての、それに対しての信用保証協会の負担金と保証料を計上していたところでございますが、この企業等の活動を促進するため、その3倍強超もう少し枠を広げて金融機関に貸していただくということで協議いたして4億9,500万円の枠から5億5,220万円という金額の枠を広げて貸し付けをしたことに伴う負担金、そして補助金が若干出る、保証料を支払う部分が出てくるという予測のもとに補正をさせていただいたところでございます。

もう一つ、商業振興対策費は、議員がおっしゃるとおり、商品券の発行でございます、これに伴う関係する資料が繰越明許費でございますので、御存じのとおり、5ページの繰越明許

費の補正も同時にかけておまして、内示額が5,200万円から5,205万1,000円に増えたことに伴う今回補正、そして繰越明許費を補正するものでございます。

内容については、商工会と協議中でございますが、商工会の総会が来週に控えておりますので、そちらのほうにお願いしてありますので、その商工会の総会で決定されて、7月ごろをめどに2割のプレミアムをつけて実施していただくようお願いしてありますので、商工会の総会で決定されると予定しております。

以上です。（「具体的には商工会に任せるので、そちらのほうで決めてから諮ることにしたいということですね。わかりました。」の声あり）

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。那須烏山市税条例の一部改正を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 那須烏山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布をされ、原則として同年4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

主な改正内容は、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正によるもの、個人市民税における住宅ローン制度の適用期限を平成41年度末まで2年間延長するもの、新たにふるさと納税の申告特例を規定するもの、また、固定資産税等の特例期間を平成29年までの3年間に延長するもの、新たに一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じた軽自動車税のグリーン化特例を規定するもの、並びに平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う改正であります。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により議案第2号の税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

市長提案のとおり、平成27年度地方税法等の改正によりまして、税条例等を改正するものでございますが、詳細につきましては新旧対照表によりまして御説明を申し上げますので、対照表の1ページをお開きください。

まず、1ページから2ページの第31条の改正につきましては、法人市民税の均等割の税率

区分の基準となります資本金等の額について、改正されたことに伴いまして、法人市民税均等割の税率適用区分であります資本金の額を法人事業税の課税表示に統一するものでございます。

また、2ページの第4項において、資本金に資本準備金を加えた額の合算額を下回る場合には、この合算額を均等割の税率区分の基準とすることと規定しております。施行日については、平成27年4月1日でありまして、4月1日以降に開始する事業年度から適用することとなります。

次に、2ページからの法人市民税に関する第48条と、3ページの第50条及び第57条、そして、4ページの固定資産税の非課税に関する第59条につきましては、地方税法及び法人税法等の改正によりまして、条項等の移動とずれ等に伴いまして整備するのみでございます。

次に、4ページの附則7条の3の2の改正につきましては、個人市民税における住宅借入金等特別控除額でありますいわゆる住宅ローン控除の適用期限を平成39年度から平成41年度まで2年間延長する改正でございます。あわせて、居住に供した年の対象期間についても、平成29年から平成31年まで2年間延長するものでございます。

次に、4ページから5ページの附則9条及び第9条の2につきましては、ふるさと納税に関する寄附金控除の申告特例を新たに規定したものでございます。このことについては、寄附金による税額控除を受ける場合、現行の制度においては確定申告を必要としますが、申告を必要としない給与所得者等におきまして、このふるさと納税を行った場合には確定申告を行わなくても所得税分及び市民税の税額控除を受けられる、ふるさと納税のワンストップ特例制度が創設されたことに伴いまして、個人市民税の寄附金控除に係る申告の特例等を規定したものでございます。9条におきまして、ふるさと納税の寄附者がワンストップで寄附金控除を受けられるための市の手続等について規定しております。

そして、第9条の2においては、寄附金控除を個人市民税の所得割から控除することを規定しております。施行日については平成27年4月1日で、4月1日以降の寄附金がふるさと納税のワンストップ特例の制度の対象となります。

次に、5ページからの附則第11条と第11条の2及び6ページの第12条、7ページの第12条の2、そして8ページの第13条と第15条につきましては、平成27年度の評価替えに伴いまして固定資産税に係る負担調整措置等について引き続き継続するために、法律改正にあわせまして平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度に年度を改正するものでございます。

次に、9ページの附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例によります税率の軽減措置であります。このことについては平成27年4月1日から平成28年の3月31日までに新たに取得しました一定の環境性能を有する軽四輪車等については、その性能に応じ

た税率の軽減措置が導入されたことに伴いまして規定を新設するものであります。

1項、2項、3項の表の中欄の税額が右の欄の税額のとおり軽減されます。第1項の表については、電気自動車等が対象となりまして、おおむね75%の税額が軽減されます。第2項の表については、軽乗用車について平成32年度の燃料基準値より20%以上燃費性能がよいものが対象となり、おおむね50%の税額が軽減されます。3項の表については、平成32年度燃料基準を満たす対象車に平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能がよいものが対象となりまして、おおむね25%が軽減されます。これらの軽減措置は平成28年度分の軽自動車税について適用されます。

次に、9ページから10ページの第2条については、今、説明申し上げました軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴いまして、軽四輪車等の自由課税に関する条項を第1項としましてグリーン化特例を繰り下げた措置でございます。

次に、10ページの附則第1条及び第4条につきましては、二輪車等の軽自動車税の税率については、平成26年度に税率改正によりまして、今年度、平成27年度から引き上げることとされていましたが、その開始時期が1年延期されまして、平成28年度から税額が引き上げられることとなったことに伴いまして改正するものでございます。施行日は公布の日となります。

次に、11ページの附則第6条については、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴いまして、第16条を第16条第1項としたものです。

次に、12ページの附則第1条においては、この改正条例等の施行日を平成27年4月1日として、先ほど申し上げました軽自動車税の引き上げを1年延長する附則第1条、第4条については公布の日の3月31日としています。

次の附則第2条から第4条については、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上で、議案第2号の税条例等の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いしたいと思います。税条例、税法関係は極めて難解でありまして、この部分を読んでもなかなか理解しがたいところ。これは地方税法も一緒に読まないといけないですね。それは別にして、税務課長、1点お伺いしたいんですが、改正によりまして今回、税額が増えるのか。減額になるのか。増えれば幾ら増えるのか。減額になればど

のぐらい減額になるのか。その税目ごとに、もしわかればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 今回の税条例の改正によりまして、税目ごとの税額がどうなるかという御質問ですが、直接市民等にかかわるものについては住宅ローン控除とかふるさと納税等、あとは軽自動車税ですが、直接税の収入に関係するのは、軽自動車税の先ほど申し上げました平成27年度に引き上げることで500万円の増額を予定しておりましたが、平成28年度に1年間に延期されましたので、500万円の税額が増となるものがなかったということでございます。

あとの今回の税率改正によりまして、直接的に各税目に影響のあるものは特にございません。以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、軽自動車税、これが賦課が1年おくれたために、およそ500万円の減になるという今の答弁を聞きましたが、そうしますと、ことしの軽自動車税の当初予算、この500万円を減額になることを見込んだ上での予算計上だったのでしょうか。この1点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 当初予算におきましては、査定の段階では500万円の増を見込んでおりましたが、途中で新聞報道等によりまして最終的に景気低迷等があるということで、国のほうでいろいろな新聞報道等によりまして1年間延期するということが出てきましたので、当初予算には500万円の増は計上しておりません。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 今の中山議員の質問で大体わかったんですが、横文字のやつがどうもわかりませんので、4ページのふるさと納税ワンストップ特例と、ふるさと納税については私じゃなくて同僚議員が一般質問を予定しているようなので細かな点は触れませんが、ワンストップ特例というのをことしの4月1日から適用するという事なんですか、これはどんな制度というかメリットがあるのか。

あとはグリーン化特例というのが説明されましたが、電気自動車とか軽自動車を使ったほうが、要するに排ガスが出なくて、その分だけ自然に優しいというのでグリーン化だというふうに考えるんですが、そういうようなことでの理解でよろしいのかどうか。その2点だけよろしくお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 2点御質問がありました。1点目の今回のふるさと納税のワンストップ特例制度はどういうものかということなんですが、ふるさと納税については、市町村に寄附すると、自己負担分の2,000円を除いて、一定の上限まで住民税や所得税から控除される制度ですが、今までは申告を要しない給与所得者等、年末調整をやった給与所得者につきまして、寄附をやった場合には確定申告をやらなければならなかったのですが、今回のこのワンストップ特例制度ということで、確定申告をしなくても、市町村のやりとりで住民税等の所得割から控除できますよということで簡素化がされたということでございます。1点につきましてはそういうことでございます。

グリーン化特例につきましては、先ほど平塚議員が言われましたように、燃費性能の問題等ということで、環境問題に加味した条例等でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいまの平塚議員の質問と関連するような質問でございますけれども、ふるさと納税、これワンストップ特例制度というものが今度新しく設けられたわけがありますけれども、それに関連してちょっとお聞きしたいと思います。

ふるさと納税は全国でももちろん進められておりまして、私の記憶間違いでなければ全国の市町の平均額が770万円ぐらい、記憶が間違っていたらごめんなさいね。770万円ぐらいあるかと思うんですが、本市はたしか300万円ぐらいかな、うちの市にもらっている、そんなにないのかな。それがもしわかったら教えていただきたい。

それから、ふるさと納税、当然、本市のほうにほかの市町からふるさと納税をしてくれる方がいらっしやると思うんですが、うちのほうの市からほかの市に流れているふるさと納税、それがもしわかるのかわからないのか、別に今、金額を聞くんじゃないんですが、その辺の動向ももしおわかりであればどのような状態になっているか。これ、数字的にわからなければ後で結構ですけれども、その辺について説明をいただきたい。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ふるさと寄附金の受け入れですね、総合政策課のほうで行っておりますので、その状況については私のほうからお答えをさせていただきます。

平成20年度から平成26年度までに本市が受け入れたふるさと寄附でございますが、件数で申しますと109件、金額で申しますと1,726万7,836円でございます。ちなみに平成26年度につきましては、27件で270万4,833円でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 市民の方で他市町にふるさと納税を行っている状況ということなんですが、これについてはちょっと税務課では把握していませんが、ただ、システムから、ふるさと納税の項目を拾い上げるかどうか確認しまして、もし拾い上げることができましたならば報告したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） じゃあ、後でもしわかったら聞きにいきます。今、総合政策課長から平成20年度から平成26年度までに1,726万円ということですから、7年間にわたってずっと1,726万何がしですから、大体245万円ぐらいかな、1年平均ね。これは全国平均が770万円だったか、ちょっといいかげんな数字で申しわけないんですが、とりあえず全国平均よりちょっと落ちているのかなと思っております。さらにふるさと納税、魅力あるふるさと納税が集められるように、この条例の改正をきっかけに努めていただければなというふうに要望いたしまして、答弁は結構でございます。質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第2号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認いたしました。

◎日程第8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 発議第1号 那須烏山市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、那須烏山市農業委員会委員を推薦するものであり、今回、那須烏山市農業委員会委員に次の2名の方々を推薦したいと思います。

興野礼子氏、那須烏山市興野1635番地。昭和31年10月12日生まれ。58歳。

もう1人、木下智恵子氏、那須烏山市志鳥1920番地。昭和34年3月26日生まれ。56歳。

なお、興野礼子氏は、平成21年5月22日から、木下智恵子氏は、平成24年5月22日から、那須烏山市農業委員会委員に就任されております。

お諮りいたします。議会推薦の那須烏山市農業委員会委員を2名とし、興野礼子氏、木下智恵子氏を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の那須烏山市農業委員会委員は2名とし、興野礼子氏、木下智恵子氏を推薦することに決定いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、平成27年第3回那須烏山市議会5月臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後11時29分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年9月1日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 中 山 五 男

署 名 議 員 高 田 悦 男